〈論説〉

女性宮家と皇位継承

――現行皇室典範のゆくえ――

小　林　裕一郎

はじめに

時代も21世紀に入り、既に10年以上の年月が経過した。日本は、1990年代初頭にバブル経済が崩壊して以降、未だ経済的苦境から脱する事なく、国内外に政治・経済の問題等は山積みである。

政治運営の中心となる政府は、小泉純一郎首相の政権以降、目まぐるしく政権交代を繰り返し、各政権の寿命は、殆ど１年と持たない有様である。

こうした不安定な政治体制の下で、国家の最高法規である日本国憲法（現行憲法）については、他の国内及び国際上の政治・経済・社会の諸問題の解決等に忙殺される形で、その改正議論を含め、現在その議論が、なかなか前に進まないのが現状である。

更に、2011年（平成23年）３月11日には、未曾有の東日本大震災が勃発し、日本国全体が、それまでの社会生活様式及び価値観等の再構築が迫られる事態となった。

現行憲法の改正問題については、2007年（平成19年）に、国民投票法が成立し、その後、2010年（平成22年）５月には、その施行となった。

更に、憲法問題を議論する場として、衆議院憲法審査会が、2007年（平成19年）８月に設置され、その後４年余りが経過した2011年（平成23年）11月に、国民一般の大きな注目は、余り惹かない様に見える中、実質的に活動を粛々と開始した。

その後、2012年（平成24年）５月に、衆議院憲法審査会は、現行憲法を各章ごとに検証する作業に着手した(1)。

現行憲法の第１章は象徴天皇制であり、各政党は、各々独自の見解を述べた(2)。

その中には、皇位継承問題の議論が含まれ、現行の皇室典範を改正するか否かの問題についても意見が分かれた[3]。

「そろり発進」した衆議院憲法審査会であるが[4]、今後の現行憲法について、その改正問題を含め、議論が活発化して行くことが予想される。こうした憲法議論の中で、第1章に掲げられる象徴天皇制の問題は重要である。

現在の象徴天皇制について、国民の天皇制に対する支持は高く、天皇や皇室の役割は、今後もますます重要になっていくものと考えられる。それ故、現在の天皇制を維持して行く上で、皇位継承の安定化は大変重要な問題となる。

現在の皇位継承の方式については、現行憲法の第2条で、『皇位は、世襲のものであって、国会の決定した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』と規定され、更に現行皇室典範の第1条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する』と規定されている。すなわち、現在の天皇制において、天皇の地位を継承する資格のある者は、男系の男子が基本原則である。

戦後も既に70年近くが経過し、最近では、2006年（平成18年）に秋篠宮家に悠仁親王が誕生したが、皇位継承の安定化については、まだ議論の余地がある。

現在の皇室制度について、現行制度をそのまま遵守するのでは、皇族自体が、将来段々と減少して行く可能性が懸念される。

現行皇室典範の第12条では、『皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる』と規定されている。現在、未婚の女性皇族は8名であるが[5]、将来、女性皇族が結婚して皇籍を離れ、皇族減少という事態となれば、今後の皇室活動に大きな影響が出るものと考えられる。

この様な懸念の中、問題打開の一案として、「女性宮家」の創設という考えが、近年浮上してきた。

今回の本稿の目的は、「女性宮家」に関する議論及び「女性宮家」の創設により、現在の皇位継承方式に、今後如何なる影響を及ぼす事になるか、若干の考察を試みるものである。

注

(1) 朝日新聞2012年５月25日付朝刊記事、「『天皇は元首』で賛否」、参照。憲法改正の原案を議論する衆議院の憲法審査会が、現行憲法を各章毎に検討する作業を開始した。今回は、第１章の天皇の章で、自由民主党やみんなの党は、天皇を元首と位置づけた。共産党や社民党は、改正に反対した。

(2) 朝日新聞、前掲、５月25日付朝刊記事、参照。自民党の中谷元氏は、「改正し、元首、式典出席などの公的行為、国旗国歌の尊重などの明記を」主張し、みんなの党の柿沢未途氏は、「改正し、元首、国旗国歌を明記すべき」と主張している。一方、共産党の笠井亮氏は、「天皇の世襲は平等に合わず、将来は民主共和制を目指すべき」と主張し、社民党の照屋寛徳氏は、「改憲に反対。元首とするのは国民主権に反する」と主張している。その他に、民主党の山花郁夫氏は、「党のまとまった意見はない。皇位継承をかえるなら国民投票を」と指摘し、公明党の赤松正雄氏は、「改正の必要なし。皇位継承は男系男子で未来永劫（えいごう）いいのか議論する必要」があると指摘し、きずなの渡辺浩一郎氏は、「天皇は元首だが、憲法には明記しない方向で行くべき」と指摘している。

(3) 朝日新聞、前掲、５月25日付朝刊記事、参照。民主党政権（当時）が、「女性宮家」の創設を前提に、現行皇室典範の改正の方向性であったのに対し、皇位継承問題について、自民党の中谷氏は、「現行憲法のままでいい」と主張し、みんなの党の柿沢氏は、「慎重な議論が必要」との認識を示した。

(4) 朝日新聞2011年11月18日付朝刊記事、「憲法審査会そろり発進」、参照。衆議院憲法審査会は、2007年に設置され、その後2011年11月17日に初めて開催され、当時は、「政界で憲法議論の機運が高まらないまま、各党が基本的立場を表明しあう場にとどま」る有様であった。

(5) 朝日新聞2012年５月４日付朝刊記事、「女性宮家　多様な論点」、参照。現在、女性皇族として、東宮（皇太子）家の愛子さま・秋篠宮家の眞子さま・佳子さま、三笠宮家の彬子さま・瑶子さま、高円宮家の承子さま・典子さま・絢子さまの８名である。

Ⅰ　現行「皇室典範」をめぐる議論

「皇室典範に関する有識者会議」における審議

2004年（平成16年）末に、小泉純一郎（当時）首相の下、首相の私的諮問機

関として、「皇室典範に関する有識者会議」（座長吉川弘之：元東大学長）が発足した。

翌2005年（平成17年）１月下旬に初会合が開かれ、会議の第１目的として、皇位継承を安定的に行う為に、今後どの様な制度を新たに構築すべきかを検討課題とする事で、委員の意見は一致した。

その後、秋に至るまで、10数回に及ぶ会議が重ねられ、会議における審議内容は、基本的に、皇位継承の安定化を大前提とするもので、その議論は、皇位継承資格・皇位継承順位・皇族の範囲等が中心課題となった。

有識者会議における審議の経過の中で、注目すべきは、１月下旬の初会合で、「『皇位の安定的な継承』を目的とした新制度を目指すことで一致」し、３月下旬の会合では、「女性天皇を含む歴代天皇の経緯」等の議論が行われた。更に４月下旬の会合では、有識者会議の判断の１つとして、「女性天皇を容認する場合、『男女平等』は根拠としないことで一致」した。これは現行憲法第14条における「法の下の平等」の規定を、象徴天皇制とは切り離して考える姿勢の表れといえる(1)。

次に５月11日の会合では、会議の事務局から、皇位継承に関する新制度の構想として、４つの案が提示された。すなわち、「①長子優先案 ②兄弟姉妹間での男子優先案 ③男系男子優先案 ④男子優先案」である(2)。更に同月末日での会合では、数名の学識経験者に意見を求めたが、その中で、女性天皇の容認については、意見が分かれた。

その後、６月末日の会合において、有識者会議は、旧皇族の復帰等に基づく皇位継承者の拡大案を検討する考えで意見が一致し、続く７月下旬の会合で、それまでの会議の議論の論点を整理する作業が行われ、仮に旧皇族等を復帰させる場合、男系男子に限定する案と女性天皇と女系天皇を容認する案が、今後の重要な検討課題として確認された。

しかし、８月末日の会合において、旧皇族の復帰等に基づく皇位継承者の拡大案については、会議は「『皇位継承者の安定性の面で非常に懸念が残る』との意見で一致」し、見直される事となった(3)。

続く９月下旬の会合において、有識者会議は、あらたな皇位継承制度案として、皇位継承の安定を確保するために、「男子よりも直系優先の方が制度は安定するとの」意見で一致した[4]。

更に10月下旬には、第14回目の有識者会議が開かれたが、この会合では、11月末を目途に取りまとめられる予定の報告書を作成するために意見集約を行うという重要な会合となった。

有識者会議は、皇位継承の安定化を図るために、「男系男子に限っている皇位継承資格者を女性皇族に拡大することで意見が一致した」[5]。この事実は、会議が、「女性天皇と女性天皇の子（女系）の即位を容認する」方向で意見の一致を見たという事を意味するものであった[6]。

有識者会議の吉川座長は、10月下旬の会合後、記者会見を行い、女性皇族にも継承資格を認める理由について、「『現行の皇室典範で安定的な皇位継承が出来るかどうかを議論したが、将来後継者不足が生じることは明らかだ。憲法で定められた皇位の世襲を守るのが、女子、女系への拡大だ』と」説明し[7]、更に、問題とされた旧皇族の復帰等の案に関して、吉川座長は、「『旧皇族（の復帰）という意見もあったが、現代に受け入れられるかどうかを議論し、ほとんど可能性がないことが分かった』と述べ、会議では賛同を得るには至らなかったことを明らかにした」[8]。

しかし、有識者会議での意見を下に、女性天皇・女系天皇を容認する現行「皇室典範」の改正案を、国会に提出する方向の折、秋篠宮妃の懐妊の発表が報じられ、典範改正の動きは急速に下火となり、最終的に典範改正案の国会提出は見送られ、皇位継承問題は振り出しに戻る形となったのである。

日本国憲法下の「世襲」制と「法の下の平等」

戦後、日本国憲法（現行憲法）の第14条の第１項で、『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない』と規定し、男女平等の原則が確立した。

その一方で、戦後、現行「皇室典範」を制定する際、その審議の中で、女性に皇位継承資格を与えるかどうかについての議論があったが、政府側は、将来の検討課題として、その問題は先送りされた。

現行憲法の第２条では、皇位の「世襲」制を規定している。この規定を、現行憲法第14条の「法の下の平等」原則と照合した場合、第２条の「世襲」制は、出生による差別を容認する事となり、第２条と第14条の間には矛盾が生じる事となる。

しかし、現行憲法上、両規定が並立する以上、結果的に、憲法解釈において、第２条の規定は第14条の例外であると解釈するのが妥当と指摘される。

更に、現行憲法上、「皇族」という特殊身分に関する問題も重要である。「皇族」は、一般国民とは異なり、特別な身分関係を有する存在であると定義される。現行憲法上、「皇族」に関しては、「国民の権利と義務を規定した憲法第３章の諸条が適用されない。つまり男女平等原則が適用されないばかりか、選挙権もなく、基本的人権が保障され」ない存在である(9)。

「皇族」という特別な身分関係であるが故に発生する、「皇族」の人権及び権利の否定といった例外措置は今後、検討を必要とすべき問題である。

現行憲法の基本理念を鑑みれば、一種の人種差別的な例外事項を、国家の最高法規である憲法において、容認する事は、結果として、例えば、未だ問題の解決途上にある「部落問題」等の社会的差別の問題等に影響を与える事は、避けられないものであると思われる。

女性による皇位継承は不可か？

現在の皇室典範の規定では、皇位継承について、その第１条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する』事となっている。この規定に基づけば、現行皇室典範下において、女性による皇位継承は、不可能である。

更に、現行皇室典範では、その第12条で、『皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる』と規定されている。この規定に基づけば、女性皇族は、将来皇籍を離脱する可能性が生じる事となる。

最近では、海外において、日本の皇室とも縁のあるイギリス王室において、王位継承問題について、「男子優先を定めた英王室の王位継承法について、男女に関係なく最初に生まれた子どもが王位につくように見直すことで合意」があった[10]。

イギリスの王位継承法は、1701年に制定され、近代以降の日本とは異なり、従来、「女性の王位継承を認めて」いるが[11]、「男子が優先され、たとえば長子が女子で次の子が男子の場合は男子が王位につく」仕組みであった[12]。

この男子優先の規定を、さらに一歩推し進めて、男女平等の規定に改正する事となった。こうした事実は、世界の流れも、性差による差別を一層取り除く特徴が伺われ、興味深い所である。

これに対し、日本では、明治以降、女性による皇位継承を一切禁止し、その制度は未だ継続中である。

今日、国際的な視点から、皇位継承問題を指摘する意見も存在する。日本は、1980年代の半ばに、「女子差別撤廃条約」を批准した。日本の皇位継承制度について、こうした国際条約の問題から、現行の皇室制度に対する批判が行われている点がある[13]。

元来、女性天皇については、過去に、古代より近世にかけて、８人10代（内２人は２度即位の為）の例が見られる。

しかし、女性の皇位継承については、時代が近代に入り、明治以降、1889年（明治22年）の大日本帝国憲法第２条で『皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を継承す』と規定し、更に（明治）皇室典範第１条で『大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す』と規定し、女性天皇の出現は不可能となった。

（明治）皇室典範の注釈書である『皇室典範義解』において、女性天皇は、「幼帝の歳長ずるを待ちて位を伝へたまはむとするの権宜に外ならず」と説明している。すなわち、女性天皇は「権宜」、一時の便宜的な処置に過ぎないと見なされ、幼い男子の皇位継承者が、成人するまでの「中継ぎ」役であるとの解釈が公定的なものとなった。

しかし今日、過去に即位した女性天皇が、単なる「中継ぎ」役と評価することには、疑問視されている。

皇位継承史上、古代期において、最初の女性天皇と考えられている推古天皇、続く皇極天皇（再即位で斉明天皇）及び持統天皇の７世紀末までに至る３人の女性天皇は、共通項として全て皇后の地位にあった。この史実は、女性天皇を一貫して単純に「中継ぎ」役と断定する判断に一石を投じるものであると考えられる[14]。

古代の３人の女性天皇のうち、推古天皇は、在位期間が36年に及んでいる。在位中、冠位十二階の制や憲法十七条等の制度を整備した。これは、補佐役の聖徳太子（廐戸皇子）や蘇我馬子等の尽力が考えられるとしても、30有余年に亘る治世が行われたのは、女性天皇に強い指導力があったものと考えられる。

皇極（斉明）天皇は、国際的な政治・軍事活動を遂行している。当時の朝鮮半島情勢を鑑み、当時の百済国からの支援を要請され、斉明天皇自ら九州へ赴き、陣頭指揮を行ったという対外的な軍事活動に対するリーダシップは、強い指導力を伴わなければ出来ない行為ではないかと考えられる。

持統天皇は、７世紀末に即位し、飛鳥浄御原令の施行等、律令政治の確立に尽力し、譲位後も太上天皇（譲位後の称号）という立場で、天皇の後見役として政務をみている。

古代の女性天皇の中には、これら強い政治指導力を発揮した女性天皇の例も見られ、女性天皇を単なる「中継ぎ役」と断定するのは早計であると考えられる。

古代から中世に至る過程で、律令政治体制以降、女性の権利制約が促進され、12世紀末の武家政権の確立、それに伴い、「儒教イデオロギーを借りて強化された男女差別感の徹底」が結果として[15]、古代の女性天皇が、政治的に重要な役割を果たしたにも拘わらず、女性天皇は「中継ぎ」役という偏見的な見方を生み出したのではないかと考えられる。

更に歴史上、日本の皇位継承方式の伝統的な特徴が、女性の皇位継承の円滑化を阻んだ点が考えられる。すなわち、庶子（側室）の容認である。

例えば、西欧においては、「一夫一婦制を当然の前提とした上で、どこの王侯家でも、その主権的な地位の継承者は、正統な婚姻から生じた嫡出子」が必須条件であった[16]。

これに対し、日本では、例えば近世の時代において、「皇位継承の選択は、大まかなルールの範囲内で結局は天皇の裁量で決定」され[17]、「皇位継承・皇族の婚姻などに関しては語るに足るルールはほとんど無きに等しいものがあった」との意見がある[18]。

正式の皇后が存在する一方で、「女官という名の側室たちが生む『皇胤』の子が、潜在的には常に皇位継承者」となる可能性があった[19]。

日本の社会では、近代以前においては、「天皇家のみならずそもそも一般社会においても、一夫一婦制の制度及び観念が全くない風俗文化を反映する」ものであり[20]、「自然発生的・自然承認的な慣行であったと」考えられる[21]。

それ故、日本の皇位継承方式が、近代以降においても、西欧化しなかったのは、「天皇のみならず民衆的なレベルも含め、日本社会全体に一夫一婦制の観念が」なく[22]、皇位継承者が非嫡出子であるという事実は、その伝統であるが故に、躊躇無く受け入れられたのである。

日本の社会では、「皇位を頂点とする政治社会的な地位、家格、家禄その他承継・相続に関する家産等を持つ諸家においては、なんらかの方式による嫡出子優先原則をとりながらも、正妻以外の婦女子が産んだ男子が、跡継ぎの地位に就くことを許容する慣行・制度が」存在したのである[23]。

日本の皇位継承方式について、「日本天皇家にあっては、非嫡出子（庶男子）でも皇位を継承できる制度」は[24]、女性の皇位継承の否定と結びつく関係となる。女性天皇を否定すると同時に庶子を容認するという事は、「独特に日本的な補助慣行＝伝統と不可分の関係」であった[25]。

時代が近代に入っても、その当初、明治政府にとって、庶子を容認する事は、「近代化＝立憲国家化を目指しつつ、新しく皇位継承法システムを構築するという政策課題に」取り組む上で重要となり[26]、最終的に伝統的な制度を継続する事となった。

それ故、(明治) 皇室典範の第4条において、「皇子孫の皇位を継承するは嫡出を先にす。皇庶子孫の皇位を継承するは皇嫡子孫在らざるときに限る」と規定している。すなわち、明治政府は、嫡出子孫を優先はするが、その一方で庶出子孫の皇位継承を容認したのである。

しかし、現行「皇室典範」においては、『「皇庶子孫」の規定がなく、側室も庶子も制度的に』容認されていない[27]。

側室及び庶子の否認は、昭和天皇の意向に深く起因している。昭和天皇が、皇太子時代の1921年 (大正10年) に、『病状の進行した父帝の「摂政」に就任』すると、「すでに内定していた久邇宮良子女王との」婚儀に向けて[28]、翌1922年 (大正11年) より、「宮中の女官改革に」取り組む事となった[29]。

宮中の女官は、元来「常時『奥』に住んで天皇や皇太子に近侍し」[30]、「とくに高等の典侍や掌侍らは側室の」役割を果たした[31]。その様な従来の慣習を改め、「女官を外から通勤するように改め、皇太子妃との一夫一婦制確立しようと」したのである[32]。

昭和天皇は、「元宮内大臣の田中光顕が、秘かに人選した側室候補を勧め」られたが[33]、受け入れなかった。昭和天皇は、「皇室でも一夫一婦制を貫」いた[34]。

こうした天皇の姿勢に対し、「近代的な倫理観を受け容れた一般国民の多く」は[35]、「共感し、敬意を」払ったのである[36]。(明治) 皇室典範とは異なり、現行皇室典範において、「『皇庶子孫』を否定する」のは、こうした昭和天皇の決断に深く起因するものと考えられる[37]。

こんにち、国民主権の現行憲法の下、庶子の容認等は、道義的な問題をも含め、許されるものではないと考えられる。それ故、将来の皇位継承資格者の安定的確保を考えれば、現行皇室典範第1条の規定による皇位継承方式の見直しも今後考えられるべきではないであろうか。

近代における「女性天皇」議論

時代が近代 (明治) に入り、明治新政府において、明治憲法及び (明治) 皇室典範が形成される過程で、その作成に重要な役割を果たした人物の一人に法

制官僚の井上毅が挙げられる。

明治政府は、1874年（明治７年）に「立憲政体樹立の詔勅」を発し、立法機関であった元老院に憲法取調局を設置し、「日本国憲按」を作成した。その国憲按の第１次案においては、女性天皇を容認する考えが示されていた[38]。

政府側においても当初、女性天皇容認の構想が見受けられる所もあったが、これに対し井上毅は、過去に存在した女性天皇の例は、全て一時的な特異な先例と断定した。

井上は、自著である「謹具意見」の中で、「皇統継続ノ事ハ　祖宗ノ大憲ノ在ルアリ決シテ欧羅巴ニ模擬スヘキニ非ス」と指摘し、「ヨーロッパに類似しない日本の皇室の独自性を展開すべきとも主張し、女性天皇に反対の姿勢を貫いた」[39]。

井上は、女性の皇位継承について、一例として、「女性天皇と源性の男性が結婚して子どもが生まれた場合、その子の氏は源性であって決して天皇の子ではない、もしその子が即位すれば源家が天皇になるようなもの」と指摘し[40]、「女性天皇は日本の歴史や慣習・伝統にそぐわない制度」であると指摘した[41]。

更に、井上は、「女性国民が参政権などの政治的権能を持たないのに、国家の最高の地位にある天皇が女性である事は『理の矛盾』」であるとも指摘した[42]。

井上は、1887年（明治20年）１月に政府のお雇い外国人で、憲法起草作業に関わっていた内閣顧問のヘルマン＝ロエスレルに質問状を出している。その中で、井上は、「国法上の相続は、文武の両大権を総攬して之を施行する為に十分なる能力あるを要するは当然なり。・・・・・（中略）・・・・・女性並びに重患の不能力者は国法上の相続権利より除外せられること疑いを容れざるに似たり」と述べている。これは、井上が、女性の文武の統治能力を認めていなかった事を意味するものと考えられる。

又、井上の女性天皇の否認の背景には、長男を重視する家督制度、すなわち、「家」制度のあり方が深く起因していたものと考えられる。

「家」制度は、「男系長子が家督を相続し、権限をもった戸主を中心とした『家』単位での支配」の事であり[43]、「女性は、妻として夫に従順でなければな

らない存在であると見なされ[46]、そして天皇は、その「『家制度』の頂点に位置づけられ」る存在と見なされた[47]。それ故、その頂点の地位に、「女性が座ることなど、国民への手前、考えられなかった」からである[48]。

しかしその一方で、井上は、天皇の権能代行としての摂政の資格要件については[47]、最終的に女性の就任を容認した。

井上は、摂政就任の要件についても、統治能力の問題から、当初は反対の意向を示していたが、後に考えを改めた。この井上の心境の変化は、摂政職に、敢えて女性を加える事で、皇位継承の「男系男子」限定の意義が、より一層強調されるものになるという政治的意図を持っていたものと考えられる[48]。

明治政府側の動きに対し、民間側において、女性の皇位継承問題について、議論する動きがあった。その背景には、日本の近代国家建設の途上で、段々と高揚していった自由民権運動の存在があった。

1882年（明治15年）１月に、嚶鳴社（おうめいしゃ）と呼ばれる自由民権運動派の政社が、「女帝を立つるの可否」と題した討論会を開催し、女性の皇位継承問題を議論した。

討論会の発議者であり、「横浜毎日新聞記者から元老院（げんろういん）大書記官・文部書記官を経て嚶鳴社の幹部」であった島田三郎という人物は[49]、男尊女卑の思想に基づき、「我国の現状、男を以て尊しとなし、之を女子の上に位」すると指摘し[50]、「日本は男性尊重の慣習社会であり、それゆえに国家の元首となる天皇を女性とすることは国民感情として受け入れられないと」指摘した[51]。島田は、「男社会の頂点に女性を置くなど考えられないと」指摘したのである[52]。

更に、島田は、討論会の後半において、「欧州諸国に於ても女子未だ政権に参せざるを見れば、此事独り我当方の国のみならざるなりと」指摘し[53]、日本のみならず「西欧でも女性の参政権がない以上、女性の君主を認めない態度は決して日本特殊のものではない」事を指摘し[54]、飽くまで女性天皇を否認する考えを通した。

又、島田は、女性天皇と結婚した夫は、女性天皇の上位に見なされ、皇位が損なわれる事、夫の政治介入を招きかねない事が危惧される事を指摘し、女性

天皇を否認する旨を述べた[55]。

すなわち、島田は、「夫の皇婿は政治上の人にあらず、而(しか)して暗に女帝の力を借りて政治に干渉す」る事を指摘し[56]、「政治の実権を握りたい男性が、女性天皇と結婚をしてその力を借りて権勢を振るう」事を懸念した[57]。

この島田の意見には、「女性には政治的判断能力がなく、野心的な男性にだまされて干渉されやすいとの」判断が含まれ[58]、当時の「自由民権運動のなかでも、男女の平等概念が根付いていなかった」事が考えられる[59]。

島田の他に、女性天皇を否認する議論として、「東京横浜毎日新聞を創刊し嚶鳴社の指導者として」の立場にあった沼間守一(ぬまもりかず)は[60]、女性天皇の否認により、皇位継承者がいなくなるという懸念に対し、「既住二千五百年間此事なし、爾後も亦是れなかる可のみ」と指摘した[61]。

沼間の指摘の背景には、「側室制度が認められ、中世に分かれた伏見宮系の皇族などが存在している以上、男性皇族がこの後に恵まれないという可能性は考えられず、楽観視され」たのである[62]。

この様な、女性天皇否認の意見に対して、女性天皇容認の意見も一方で存在する。例えば、島田の論に対し、討論参加者の一人であった草間時福は、男性は人間扱いで、女性は獣扱いをするものとして、男女平等の観点から、女性の権利保護を主張し、島田の論に反対した[63]。

又、東京横浜毎日新聞の記者であった波多野伝三郎は、「皇帝を指して所謂雲上の人と見做し、普通一般の人よりは格外に置くの慣習のあること」と指摘し[64]、「男性尊重という慣習は国民の間だけで皇室は別であると」指摘した[65]。

更に討論参加者で、東京毎日新聞の主筆の地位にあった肥塚龍は、「男子を尊ぶは日本先祖以来の旧慣也、旧慣なれば廃す可からずと云ふ。是れ亦存す可き旧慣と、廃すべき旧慣との別を為さゞる論者」と指摘し[66]、「男性を女性よりも尊重する古い慣習をそもそも現在の社会において採るべきではないと強調」している[67]。

肥塚は、英国を例に取り、「ヨーロッパには女王の例があ」り[68]、「日本の天皇制を特殊なものとして捉えず、ヨーロッパの王室と同等なものとして、それ

との互換性を持たせようとする意図が」考えられた[69]。

更に、肥塚は、夫の臣下としての配偶が問題とされるのなら、外国の王族等との婚姻も考えるべきであると主張した[70]。

この討論会は、最終的に、女性天皇を容認する者と否認する者との勢力が相拮抗し、結局、議長権限で女性天皇を否認するという結論で閉会した[71]。

討論会において、最終的に女性天皇は否認されたが、女性天皇容認の立場の者が半数を占めていた事実は、当時の皇位継承問題について、民間側において、柔軟な議論が行われていたものとして大変興味深いものである。

注

(1) 読売新聞2005年10月26日付朝刊記事、「皇室典範有識者会議のこれまでの審議内容」、参照。10月25日に行われた「皇室典範有識者会議」の第14回会合において、皇位継承資格を女性皇族にも拡大することが、全会一致で承認された。これは、皇位継承の安定性を確保するという目的である。この26日付の読売新聞には2005年1月より9月までの「有識者会議」の主な審議内容に関する経過が簡潔に記されている。

(2) 読売新聞、前掲、10月25日付朝刊記事。10月26日の記事には、「兄弟姉妹間の順位　皇族の範囲」と題して、皇位継承順位の決定方法及び皇室の範囲をどうするか等の有識者会議の議論の問題点について説明している。

(3) 読売新聞、前掲、10月26日付朝刊記事。

(4) 読売新聞、前掲、10月26日付朝刊記事。

(5) 読売新聞、前掲、10月26日付朝刊記事、参照。10月26日の記事に「有識者会議」の吉川座長の25日に行われた「記者会見要旨」が簡潔に纏められている。「皇室典範有識者会議　座長会見の要旨」によれば、「皇位継承資格」において会議は意見の一致を見た。今回の決定に委員の中に反対者はなく、「全員一致で報告書を書いてみようという結論」になり、ただし「男女平等という観点で女性天皇容認という考え方」には基づかない、としている。

(6) 読売新聞、前掲、10月26日付朝刊記事。

(7) 読売新聞、前掲、10月26日付朝刊記事。

(8) 読売新聞、前掲、10月26日付朝刊記事、参照。6月30日の会合で、いったん「有識者会議」は、旧皇族の復帰等の皇位継承者の拡大案を検討することで意見の一致を見ている。しかし最終的に、この拡大案は採用されなかった。

(9) 笠原英彦、「『女性天皇』問題の本質をつく」、『中央公論』2004年9月号、174頁。

⑽ 朝日新聞2011年10月29日付朝刊記事、「英の王位『男女問わず生まれた順』」、参照。2011年（平成23年）10月28日に、「英国王を国家元首とする英国、カナダ、ジャマイカなど英連邦16カ国の首脳会議が」、オーストラリアで開催され、英国の王位継承を男女平等にする事で合意した。

⑾ 朝日新聞、前掲、10月29日付朝刊記事。

⑿ 朝日新聞、前掲、10月29日付朝刊記事。

⒀ 筒井若水（編代）『国際法辞典』、1998年、有斐閣、192頁、参照。「正式には、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』と呼ばれる。日本は、1985年に批准し、この条約は、「前文及び30箇条からなり、政治的・経済的・謝意的・文化的・市民的・その他のあらゆる分野における男女平等を規定し」ている。辻村みよ子『憲法』、2004年、日本評論社、32頁、参照。「男女平等の観点から女性差別を排除するための原則や実効的措置を掲げただけでなく、自己の国籍を子どもに与える権利や教育・雇用・婚姻等について男性と同等な女性の権利（九条・一〇条・一一条・一六条）を明確にしている」。更に、辻村、前掲、207頁、参照。皇位継承問題に関し、「性別に基づく異なる取り扱いが日本の法制度や慣習上の性差別を助長・温存する機能を果たしていることなどからすると、合理的理由のない差別的取扱いであると認めることができる」とされ、「あらゆる法制上や慣習上で性別に基づく不合理な差別的取扱いを排除しようとする女性差別撤廃条約二条（とりわけ(f)に明白に抵触すると」解釈される。櫻井よしこ・大原康男・茂木貞純『皇位継承の危機いまださらず』、2009年、扶桑社新書、212～213頁、参照。この条約に関し、1985年３月に参議院の予讃委員会において、当時の日本社会党の久保田早苗議員が、「女帝を認めないのは男女差別撤廃条約に抵触しないか」と質問を行い、これに対し、安部晋太郎外務大臣（当時）が、「本条約のいう女子に対する差別は、性に基づく区別等により女子の基本的人権を侵害することを指す。皇位につく資格は基本的人権等には含まれないため、皇位継承資格が男系男子の皇族に限定されていても、撤廃の対象とする差別には該当しないと考える」との見解を示した。

⒁ 中野正志『女性天皇論』、平成14年、朝日新聞社。118頁、参照。中野氏は、古代史学者の井上光貞氏の研究を紹介している。井上氏の研究として、「古代には皇位継承上の困難な事情がある時、先帝または前帝の皇后が即位するという慣行があったのであり、それが女帝の本来の姿であった」と指摘している。７世紀末までに即位した女性天皇は、律令制以後に即位した女性天皇とは質的に異なるものとの考えを示した。

⒂ 中野、前掲『女性天皇論』、145頁。加藤周一氏は、文学史の分析として古代の女性の役割を指摘している。加藤周一『日本文学史序説・上』、1975年、筑摩書房、参照。

(16) 奥平康弘『「萬世一系」の研究』、2005年、岩波書店、227頁。皇位継承問題における継承者の資格等の問題について、実に精緻に分析している。

(17) 奥平、前掲、226頁。

(18) 奥平、前掲、226頁。

(19) 奥平、前掲、226～227頁。

(20) 奥平、前掲、227頁。

(21) 奥平、前掲、227頁。

(22) 奥平、前掲、229頁。

(23) 奥平、前掲、229頁。

(24) 奥平、前掲、227頁。

(25) 奥平、前掲、228頁。

(26) 奥平、前掲、229頁。

(27) 所功『皇室典範と女性宮家』、2012年、勉誠出版、118頁。所氏は、皇室永続の為に、男系男子の皇位継承を考える一方で、皇族女子の婚姻による「女性宮家」創設を提案し、その為に現行皇室典範の改正について大変精緻な分析を行っている。

(28) 所、前掲、119頁。

(29) 所、前掲、119頁。

(30) 所、前掲、119頁。

(31) 所、前掲、119頁。

(32) 所、前掲、119頁。

(33) 所、前掲、119頁。

(34) 所、前掲、119頁。

(35) 所、前掲、119頁。

(36) 所、前掲、119頁。

(37) 所、前掲、119頁。

(38) 奥平康弘「『庶出ノ天皇』・女帝否認」、『神奈川法学』、2003年第36巻第1号、10頁、参照。明治政府は、1875年4月に立憲政体樹立の詔勅を発し、7月に立法機関として元老院を開院した。翌1876年、元老院は憲法取調局を設置し、国憲取調委員を任命し、憲法草案の起草に着手した。その立案作業の過程で、草案である「日本国憲按」の「第二章　帝位継承」の第2条で、「継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ」と規定し、更にこの第2条の関連で、その第4条では、「女主入テ嗣クトキハ其夫ハ決シテ帝国ノ政治ニ干與スルコト無カル可シ」と規定し、「嫡出・長子・尊系・近親の諸原則を掲げるとともに、女性天皇の成立を容認」する構想が当初、草案の中で示された。

(39) 河西秀哉「近代以降、女性天皇はなぜ排除されたのか」、『歴史読本　特集　古代女帝　即位の謎』、2012年７月号、新人物往来社、174頁、参照。河西氏は、女性の皇位継承問題について、皇室典範の作成時及び敗戦時でその議論が行われた事について、興味深い分析を行っている。

(40) 河西、前掲、173頁。

(41) 河西、前掲、173頁。

(42) 河西、前掲、173頁。

(43) 河西、前掲、173～174頁。

(44) 河西、前掲、174頁。

(45) 河西、前掲、174頁。

(46) 河西、前掲、174頁。

(47) 「摂政」職とは本来、君主に代わっ政務を行う職の意味である。歴史的には、古代に推古天皇の時代に聖徳太子が任じられたのが最初と考えられている。その後、清和天皇の時、天皇が幼い為、外戚の藤原良房が任じられ、その後は専ら藤原氏が務める事となった。近代以降、明治憲法体制下では、明治皇室典範で、その職に就任する旨が規定された。大正天皇の時、当時の裕仁皇太子（後の昭和天皇）が1921年から1926年までその職を務めた。戦後、現行憲法下では、「摂政」は。天皇の法定代理機関として、天皇が未成年又は長期の故障がある場合、天皇に代わり、天皇に属する権能を代行する任務を帯びる。「摂政」職は、天皇の地位とは異なり、女性皇族の就任も可能である。

(48) 中野、前掲、105～106頁、参照。明治憲法制定に深く関与した法制官僚の井上毅は、「摂政も天皇に代わって文武の大権を総攬しなくてはならないため、能力の面から女性はふさわしくない」と皇室法制定前は考えていたが、その後その考えを変更し、「皇太后や皇女が摂政に任じられた歴史上の事例を踏まえ」、「摂政の有資格者を皇太后や未婚の皇族女子まで広げ」る構想を打ち出している。井上にとって、「皇位継承を男系男子に限るということと摂政の有資格者に女子を加えることとは」、「表裏一体の関係であった」と考えられる。

(49) 河西、前掲、171頁。

(50) 河西、前掲、171頁。

(51) 河西、前掲、171頁。

(52) 河西、前掲、171頁。

(53) 河西、前掲、171頁。

(54) 河西、前掲、171頁。

(55) 鈴木正幸『皇室制度』、1993年、岩波新書、60頁、参照。島田論に対して、「これから日本画めざす立憲国にあっては君主は憲法にしたがって政治を行うのであり、

内閣の大臣の意見を無視して政治を行うことはできない」との理由から、島田論は杞憂であるとの批判がだされた。

(56) 河西、前掲、172頁。

(57) 河西、前掲、172頁。

(58) 河西、前掲、172頁。

(59) 河西、前掲、172頁。

(60) 河西、前掲、172頁。

(61) 河西、前掲、172頁。

(62) 河西、前掲、172頁。

(63) 鈴木、前掲、59頁、参照。草間は、島田論に対して、「猶お亜細亜の僻習中に迷うて、男を人とし、女を獣として、女子の権利を破らんとする」と批判した。

(64) 河西、前掲、172頁。

(65) 河西、前掲、172頁。

(66) 河西、前掲、172頁。

(67) 河西、前掲、172頁。

(68) 河西、前掲、172頁。

(69) 河西、前掲、172頁。

(70) 鈴木、前掲、59～60頁、参照。肥塚は討論会で、「古来の例はなくとも、『明治二十三年後国会を開き、我日本の人民皆皇室の外国帝室と婚姻あらせられんことを翼賛するあらば、我帝室は清国なり、其他の外国なり、其望ませらるる外国皇室と結婚あらせらるるも妨げなし』と」主張している。

(71) 河西、前掲、172頁、参照。討論会の席上、「最後に採決がなされ、出席者十六人中、女性天皇賛成反対がそれぞれ八人」であった。

Ⅱ　女性宮家創設問題

皇位継承制度変更の可否

現行憲法下における象徴天皇制は、成立より70年近い歴史を有する事となった。今日、象徴天皇制に対する国民の支持は高く、それ故、天皇制の維持を図る場合、継承の安定化は、今後益々重要な問題となる。そうした状況の中で、皇位継承の安定化の問題について、様々な意見が述べられている。

例として、天皇について、「鎮守の森やお稲荷さんの前で立ち止まるといっ

た『畏れ』を集約した存在で」あり[1]、天皇制については、「あらゆる論争を鎮め『和』に転じてしまうブラックホール。国家に祭祀性がある限り存続し続ける存在」との意見がある[2]。

又、現行憲法は、その第4条において、『天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない』と規定している。すなわち、現行の制度では、天皇は憲法上、憲法に列挙されている国事行為のみを行う存在であり、政治上の実質的な権限は全く容認されていない。それ故、天皇の存在意義は、「あくまで文化的、精神的な支柱」としてのものであり[3]、皇位継承に関し、男子に拘泥する必要はないとの意見がある。

皇室史を紐解けば、近代以前は、現在よりも自由であり、「政治的なもの以外の、文化的、精神的なものは天皇が決める」べきであり[4]、国民が口を差し挟むことは問題との意見がある。天皇制は、ある意味において、「非常に不自由で、過酷な制度」であり[5]、その「不自由で過酷な制度を、日本人は天皇家に押しつけている」ので[6]、もっと自由になることが必要との意見である。

しかしその一方で、従来の皇統の維持を踏襲すべきとの意見もある。皇位継承は、男系の万世一系で継承されてきたとされ、「皇室は古来から、その形で継承されてきたのだから、その形は残すべき」との指摘がある[7]。皇統の男系維持の為に、嘗ては側室制度があったが、男系維持の為には、側室制度の復活すら視野に入れるとの意見がある。さらに、旧宮家の復活等、「男系男子の天皇制を存続させるための、あらゆる選択肢を考えておくこと」が重要との意見である[8]。側室制度について、その制度が、「女性の権利を蹂躙するという考えには疑問」があり[9]、皇太子妃に男子誕生の圧力を掛ける事の方が、「よほど人道的に問題ではなかった」かとの見解である[10]。

更に、現行制度の維持は、例え実現に困難を伴っても、問題を克服して維持していくからこそ尊いとの意見がある。

天皇は祭祀者として、「すなわち、宗教指導者としての役割を果たすことで、『天皇』には、『有事』に際して、一致団結の象徴となるという重要な役割」を持つとの意見がある[11]。それ故、「日本がバラバラに解体しかねない危機に瀕し

たときには、天皇を中心として、国がまとまるので」あり[12]、一例として、「明治維新のときも、民衆が天皇に忠誠を誓い、団結して乗り切ってい」るとの指摘がある[13]。

すなわち、天皇の存在は、「危機の時代に対処するための、潜在的な『安全装置』」としての役割を持っていたとされ[14]、「この皇位は、男系の継承原理によって脈々と受け継がれてきたもの」と考えられる[15]。

皇室の存在意義とは、「古代からの原理を維持していること」にその特徴があり[16]、維持する事が困難な「『男系維持』をこれまで実現してきたところにこそ、皇室の尊さがある」との見解である[17]。

「女性宮家」に関する議論

現在の皇位継承方式について、現行皇室典範第1条に規定される『皇統に属する男系の男子』制度を遵守するならば、旧宮家の復活を考慮し、男子の皇位継承者を確保する事が重要となる。すなわち、「旧皇族男性が女性皇族と結婚したり、宮家の養子」となる事で[18]、現行の制度を維持する事が可能となるのである。

現在、国民の間では、「神話にさかのぼる『万世一系』を絶対とする意見から男女平等を主張する意見まで、人々の価値観は幅広」く、意見は多様である[19]。

現行憲法第1条の規定で、天皇は『象徴』であり、その地位は、『主権の存する日本国民の総意に基づく』とされている。

それ故、天皇を「象徴というならば、今の国民にとって自然な象徴」という事こそが、重要ではないであろうか[20]。皇位継承制度については、より柔軟な思考が必要とされるのではないだろうか。

現行の制度を放置すれば、将来、女性皇族の皇籍離脱（皇族の身分の離脱）の問題を含め、皇族自体が段々と減少して行く可能性も懸念される。

皇族減少の問題については、以前、前の宮内庁長官であった羽毛田信吾氏が、「皇族方の減少は緊急性の高い課題」との懸念を示し[21]、皇位継承の安定性の問題にも拘わることから、その対策として、「女性宮家」の検討を行う考えが提

起された[22]。

そして、「女性宮家」の創設問題について、2012年（平成24年）２月29日より、皇室制度問題に関する、有識者によるヒアリングが開催される事となった。

ヒアリングの主な項目については、「象徴天皇制度と皇室活動の意義」・「皇室の活動維持が難しくなることについて　皇室典範改正の必要性や緊急性」・「皇室の活動維持の方策　女性宮家の創設の是非　旧皇族の復帰等」・「女性宮家創設の場合　ふさわしい皇室の規模　女性皇族の配偶者や子を皇族とすべきか」・「皇室典範改正議論の進め方　女性宮家創設など緊急課題に絞り議論することの是非」・「その他　女性宮家創設により、円滑な婚姻への配慮は」等であった[23]。

第１回目の「皇室制度に関する有識者ヒアリング」では、ジャーナリストの田原総一朗氏と帝京大学特任教授の今谷明氏が意見を述べた。

田原氏は、「悠仁さまだけで宮家がゼロということもありうる。女性宮家は原則的に賛成」との見解を示し[24]、今谷氏は、女性宮家は幕末以前にも例があり、決して不自然ではない」との見解を示した[25]。両者の共通点は、「このままでは将来、皇室が先細りして活動を維持することが難しくなるという危機感」を持っているという事である。更に今谷氏の見解として、「明治以降は華族、皇族、天皇と同心円的な構造になって」おり[26]、宮家は天皇制を支えるものとして重要であるとの認識を示した。

翌３月29日に、第２回目のヒアリングが首相官邸で開催された。このヒアリングでは、東大大学院教授の山内昌之氏と京大大学院教授の大石眞氏が、それぞれ意見を述べた。

山内氏は、「秋篠宮家の悠仁さまが天皇に即位なさる時に、天皇のご家族だけが孤立すると」指摘し[27]、「女性宮家は象徴天皇制の維持と発展にとって必要。緊急避難の意味もあると」の見解を示した[28]。

一方、大石氏は、「皇族数の大幅な減少は由々しい事態。現行の皇室典範改正には十分な必要性と緊急性があると」の見解を示し[29]、「女性宮家を創設する場合は配偶者と子どもも皇族として処遇することが望ましいと」指摘した[30]。

更に、「いまの宮家が旧宮家の男系男子を養子に迎える選択肢も」有り得ると指摘した[31]。

更に4月10日に、第3回目のヒアリングが開催され、ジャーナリストの櫻井よしこ氏と日大教授の百地章氏が意見を述べた。

両者はそれぞれ、「女性宮家」創設に反対の旨を表明した。櫻井氏は、「皇室の本質を根本から変える女系天皇につながりかねないと」の見解を示した。すなわち、「女性宮家を創設すれば、その子どもが皇族になる可能性もあり、女性天皇や女性皇族の子孫が皇位につく『女系天皇』」を認める事につながると指摘した[32]。

一方、百地氏は、「女性宮家」支持者が、子どもに皇族の身分を付与しない、「女性宮家は1代限り」という提案に対し[33]、「皇族にならない子どもは父親の旧姓を名乗る一方、親は皇籍に入るため姓が」喪失すると指摘し[34]、「親子別姓の奇妙な家が誕生すると」の見解を示した[35]。

櫻井及び百地両氏は、提案として、「養子を禁じた皇室典範を改正し、旧宮家やその子孫の男系男子をいまの宮家の養子に迎える」考えを示した[36]。

更に、4月23日に第4回目のヒアリングが開催された、京大教授の市村真一氏並びに慶大教授の笠原英彦氏が、それぞれ意見を述べた。

席上、市村氏は、「一定数の宮家を確保するための制度の工夫が必要」との見解を示し[37]、「『緊急方策』として女性宮家を創設すべき」旨を述べた[38]。更に、市村氏は、「女性皇族が結婚で皇籍を離脱しても『内親王』『女王』という尊称を使って皇室活動を」継続する事に賛成した[39]。

一方、笠原氏は、「女性皇族が結婚後も皇族の身分を持って皇室活動を続けられるように皇室典範を改正すべき」との見解を示した[40]。両氏は、「女性皇族が結婚後も皇室活動を続ける」事について、共に賛成した[41]。

翌5月21日には、第5回目のヒアリングが開催され、静岡福祉大学教授の小田部雄次氏と早稲田大学教授の島善高氏がそれぞれ意見を述べた。

席上、小田部氏は、「現在の皇室活動は皇室と国民、日本と国際社会との結び付きの原動力になっており、明治以降の女性皇族も福祉関連の支援などで重

要な役割を果たしてきたと」述べ[42]、「皇族女子が減れば、慰問による精神的支援という機能が失われる」点を指摘し[43]、「女性宮家」の創設には賛意を示した。

一方、島氏は、「女性宮家」の創設については、「夫や子の身分、皇位継承問題など高いハードルを越えなければならない」点から[44]、反対の旨を表明し、「戦後に皇籍離脱した旧皇族の男系男子を皇族の養子に迎えて皇位継承権を与える」べきと主張した[45]。

現在、現行皇室典範第９条では、『天皇及び皇族は養子をすることができない』と規定しているが、島氏は、養子制度創設の方策として、「旧皇族の子孫の男系男子のうちからふさわしい人を皇位継承資格のある皇族とする特別措置法と、これら男系男子の人のみを養子とできるよう第９条などを改正すべき」であると主張し[46]、こうした点を実行可能とする「皇室典範改正試案」を示した[47]。

更に、７月５日には第６回目のヒアリングが開催され、京都産業大学名誉教授の所功氏と高崎経済大学教授の八木秀次氏が、それぞれ「女性宮家」賛成・反対の立場から意見を述べた。

所氏は、「宮家が絶滅しないよう工夫と努力が必要」との認識を示し[48]、現在、「男性皇族が６人になった危機感から、宮家存続のためにも早期に女性宮家を創設し、その後段階的に皇位の安定的継承をの方策を検討すべき」と主張した[49]。更に、女性宮家において、「夫と子も皇族とすべき」と主張し[50]、「皇籍離脱後も内親王などの尊称を使って皇室活動を続ける案は、『皇族と国民の区別があいまいになる』と反対」の見解を示した[51]。

一方、八木氏は、「天皇の正統性は男系の血筋を継承することにあり、女性宮家創設は皇位の女系継承に道を開く可能性があると主張」し[52]、「唯一の落としどころ」という点で[53]、皇族女子について、「結婚後民間人として『内親王』『女王』の称号（尊称）を用い皇室活動をサポート」する[54]、「尊称案」に支持を表明した[55]。

「皇室制度に関する有識者ヒアリング」は、２月より７月にかけて、計６回開かれたが、こうした動きの中で、以前、「女性皇族の結婚で皇族が減ると皇

室の活動に影響を及ぼしかねない」点を指摘し[56]、「女性宮家」の創設を提案した羽毛田信吾氏は、6月の宮内庁長官退任後、初めてメディアのインタビューに応じた。

羽毛田氏は、インタビューの中で、「皇位継承の問題と、皇族の方々が減っていく問題が解決されないと、皇室の将来への不安は解消されません。問題の重要性が理解され、動きが始まったのはいいことですが、宮内庁にいた者としては、制度がどうなるかについて申し上げるべきではなく、気をもみながら見守るしかない」との見解を示した[57]。

計6回に亘る有識者ヒアリングであったが、「女性宮家」の創設については、議論百出といった観があり、宮家議論の複雑さを露わにする感じとなった。

「女性宮家」問題の今後

「皇室制度に関する有識者ヒアリング」は、2012年（平成24年）2月より7月までに、計6回開催されたが、「女性宮家」にそれぞれ賛成・反対の立場等、多様な意見が出された。

「女性宮家」の創設問題に関する論点の整理として、「『女性宮家創設案』は、結婚した女性皇族を当主とする新たな宮家を創設」する事[58]、宮家の子どもについて、「皇籍に入ると女系の宮家後継者となって皇位継承権に触れかねない」点から[59]、「夫と子を皇籍に入れる案と、入れない案」を両方考慮する事となった[60]。

更に、尊称案については、「結婚したら皇籍を離れた元女性皇族が『尊称』を使って皇室活動を続ける」とした[61]。しかし、尊称案に関する点として、「皇族の使う『内親王』などの現在の尊称を皇族以外の国民に与えることが、法の下の平等を定めた憲法に抵触しかねない」問題が発生する[62]。それ故、尊称案を用いる場合は、「現在皇族が使っている尊称とは別に、元女性皇族が使う新たな称号」が必要とされ[63]、その理由から、現行皇室典範の改正が求められる事となる。

そして、10月5日に、政府側より、あらためて論点整理の発表が行われた。

整理された論点について、問題として、「女性皇族の婚姻で皇族数が減少し、皇室の活動を維持することが困難になる事態が懸念される」・「皇位継承を規定する皇室典範第１条には触れない」・「旧宮家の男系男子孫の皇籍復帰は検討対象にしない」とし[64]、具体的な方策として、「女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する案（女性宮家創設案）　A 夫や子に皇族の身分を付与する案　B 夫や子の身分は一般国民のままとする案」及び「女性皇族が結婚して皇籍離脱した後も皇室活動を支援する案（称号案）」を示した[65]。

「女性宮家」の創設については、「女性皇族が結婚後も皇族の身分を維持することから『皇室のご活動を安定的なものとすることができる』」と指摘した[66]。更に、夫と子の皇籍に入籍する問題については、「子を皇籍に入れれば女系の宮家後継者となって皇位継承権の問題に踏み込みかねないことから、夫と子を皇籍に入れても子は結婚後に皇籍を離れる」事とした[67]。そして、夫及び子を入籍させない場合、「女性のみが皇族で夫と子は一般国民となり、『家族内で身分の違いが生じる』とし、戸籍や夫婦の氏の扱いなど『適切な措置が必要』と」の見解を示した[68]。

更に、称号案に関しては、「皇籍離脱後も皇室のご活動を支援して頂く事」が出来るとの見解を示した[69]。但し、「女性皇族が皇籍離脱後も皇室が使う内親王などの称号を使うことは」難しいと指摘し[70]、「新たに国家公務員として皇室活動を支援できるよう新たな称号」を与えることを検討する事とした[71]。称号案としたのは、「一般国民になった元女性皇族が皇族と同じ尊称を使い続ければ、法の下の平等を定めた憲法に触れる」恐れがあり[72]、「国家公務員など公的な立場で活動」を可能にするという理由からであった[73]。

そして今回、「すでに皇籍を離れた旧宮家の男系男子孫の皇籍復帰は検討対象外」にする事となった[74]。

論点整理の公表に関しては、皇位継承問題との関連性があった。すなわち、「女性宮家の創設は女系天皇の誕生」に道を開くものとの根強い懸念があり[75]、公表の形式に止める事となった。

今回のヒアリング等も含め、「女性宮家」問題は、皇室の人々にも、その意

向を踏まえた上で、議論を進めてきた。しかし、「女性宮家」の創設は、最終的に、皇位継承問題、とりわけ女性及び女系天皇を容認することに繋がって行く可能性がある為、「女性宮家」創設は、その実現が大変難しい課題となった。

注

(1) 猪瀬直樹（他）「おきざりにされた皇室典範改正問題　皇位継承　愛子さまか悠仁さまか」、『週刊現代』2008年6月14日号、26頁、参照。各界より論者が、皇位継承問題について論じ、その見解は、男系維持や女性天皇・女系天皇容認等、様々である。

(2) 猪瀬（他）、前掲、26頁。作家（現東京都知事）の猪瀬直樹氏は、「天皇家そのものの実体は、いまも昔もさほど大きなものではな」く、「『開かれた皇室』論議が盛んで」あるが、「本当に開いたら、天皇制は玉手箱のように白い煙となって雲散霧消する」と指摘している。

(3) 猪瀬（他）、前掲、28頁、参照。鈴木邦男氏は、「『女系を認めれば天皇制は滅ぶ』と言う者こそ不忠だ」との見解を示し、「我々こそが天皇によって守られる」とし、「天皇をはじめ、皇室の方々は、そこに存在してくれているだけでありがた」く、「『男系限定だ』、『女帝を認める』と、外野が騒ぐこと自体、失礼な話」と指摘している。

(4) 猪瀬（他、）前掲、28頁。

(5) 猪瀬（他）、前掲、28頁。

(6) 猪瀬（他）、前掲、28頁。

(7) 猪瀬（他）、前掲、29頁、参照。漫画家のさかもと未明氏は、「女系なんて論外、男系維持のためなら側室制度の復活も」との見解を示している。さかもと氏は、「皇統は例外なく男系の『万世一系』で続いてきたとされるのだから、それを変えることは皇室の根幹をゆるが」すと指摘し、「2000年以上も続いてきた日本の（男系の）天皇制は、世界中のリスペクトの対象になっているのに、なぜそれを全力で守らないのか」と疑義を呈している。さかもと氏は、「けっして政治的立場やイデオロギーから男系男子の天皇制を唱え」るのではなく、「皇室は古来から、その形で継承されてきたのだから、その形は残すべき」と主張している。

(8) 猪瀬（他）、前掲、29頁。

(9) 猪瀬（他）、前掲、29頁。

(10) 猪瀬（他）、前掲、29頁。

(11) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。皇學館大学の新田純氏は、「実現困難な『男系』

を維持するからこそ、皇室は尊い」との見解を示している。新田氏は、「もし男子誕生がなかった場合、皇室や宮家に旧皇族の男子を養子としてむかえるという形を」採用しても、原則として、男系の維持の見解を示している。

(12) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(13) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(14) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(15) 猪瀬（他）、前掲、147頁。

(16) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。新田氏は、喩えとして、「京都や奈良に残る、歴史的建造物に価値があるようなもの」と指摘し、「木造で保存が難しいにもかかわらず、技術が発達し社会が変わっても、そうしたものが残っているのは、大変貴重なこと」との見解を示している。

(17) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。新田氏は、女性天皇の例を指摘し、女性の皇位継承には必ずしも反対ではないとの見解を示した上で、悠仁親王の誕生を踏まえ、「いま『男系』の原則を崩す必要は」なく、「その原則をこれからも維持するために、どうすべきかを考えるのが『順当』だと」指摘している。

(18) 朝日新聞2008年３月18日付朝刊記事、「象徴いただきて」、参照。2006年９月に悠仁親王が誕生、41年ぶりの男子の皇族が誕生した。それ以前、秋篠宮妃の懐妊に伴い、国会提出予定であった現行皇室典範改正案は見送られ、女性・女系の天皇についての論議は白紙に戻る事となった。

(19) 朝日新聞、前掲、３月18日付朝刊記事。

(20) 朝日新聞、前掲、３月18日付朝刊記事。

(21) 朝日新聞2011年11月25日付朝刊記事、「『女性宮家』の検討浮上」、参照。宮内庁の羽毛田信吾長官（当時）が、野田佳彦首相（当時）と会談し、その中で、「皇位の安定的継承や皇室の活動のためには課題があり、緊急性が高まっている」と述べた。

(22) 朝日新聞、前掲、11月25日付朝刊記事、参照。野田政権（当時）の藤村修官房長官（当時）は、「安定的な皇位継承を確保する意味で、将来の不安が確保解消されたわけではない」と指摘し、「女性宮家」を「国民各層の議論を十分に踏まえながら、今後検討していく必要がある」と指摘した。

(23) 朝日新聞2012年２月21日付朝刊記事、「女性宮家　熟議を強調」、参照。野田政権（当時）は、２月29日より「皇室制度に関する有識者ヒアリング」を始めた。これに先立ち、２月20日に、野田政権の藤村官房長官（当時）が、ヒアリング開始の発表の際、「当面対応を急ぐ必要のある女性皇族の問題に絞り、皇位継承の問題とは切り離して検討を行う」と、あくまで皇位継承とは切り離して議論を進める旨を強調した。

(24) 朝日新聞2012年３月１日付朝刊記事、「女性宮家　賛成にも幅」、参照。第１回目

の聞き取り調査が、首相官邸で開かれた。ヒアリングに呼ばれた田原・今谷両氏は各自意見を述べ、両者とも「女性宮家」に賛意を示したが、宮家に生まれた子どもの取扱いに、相違点が見られた。田原氏は、「子どもも宮家にした方が無難」と指摘し、今谷氏は、「女性宮家は1代限り」との見解を示した。

(25) 朝日新聞、前掲、3月1日付朝刊記事。

(26) 朝日新聞、前掲、3月1日付朝刊記事。

(27) 朝日新聞、2012年3月30日付朝刊記事、「女性宮家の創設　必要性主張」、参照。ヒアリングに呼ばれた山内・大石両氏は、両者共、「女性宮家」の創設が必要との認識を示した。

(28) 朝日新聞、前掲、3月30日付朝刊記事。

(29) 朝日新聞、前掲、3月30日付朝刊記事。

(30) 朝日新聞、前掲、3月30日付朝刊記事。

(31) 朝日新聞、前掲、3月30日付朝刊記事。

(32) 朝日新聞2012年4月11日付朝刊記事、「女性宮家　初の反対意見」、参照。ヒアリングに呼ばれた櫻井・百地両氏は共に、「女性宮家」の創設に反対した。ヒアリングが開始されて以来、初の反対意見であった。櫻井・百地両氏は、「旧宮家から養子を」迎える案を示した。

(33) 朝日新聞、前掲、4月11日付朝刊記事。

(34) 朝日新聞、前掲、4月11日付朝刊記事。

(35) 朝日新聞、前掲、4月11日付朝刊記事。

(36) 朝日新聞、前掲、4月11日付朝刊記事。

(37) 朝日新聞2012年4月24日付朝刊記事、「結婚後の活動　2人が『賛成』」、参照。ヒアリングに呼ばれた市村・笠原両氏は、女性皇族の結婚後の活動に賛成の立場を表明した。

(38) 朝日新聞、前掲、4月24日付朝刊記事。

(39) 朝日新聞、前掲、4月24日付朝刊記事。

(40) 朝日新聞、前掲、4月24日付朝刊記事。

(41) 朝日新聞、前掲、4月24日付朝刊記事。

(42) 読売新聞2012年5月22日付朝刊記事、「公論女性宮家　長女の皇族女子が継承を」、参照。ヒアリングに呼ばれた小田部氏は、「皇室に関する改革は、法や慣行を大きく変えずに象徴天皇制の戦後の皇室あり方を継承し、従来の国庫負担を超えないことが重要」であると指摘し、皇族女子について、「皇族であることが国民にとっても国際社会にとっても価値がある」と主張した。更に、小田部氏は、旧皇族の復帰については、「1947年に皇室を離れた旧皇族の子孫は出生時から一般国民として生活しており、その復帰は国民感情として割り切れないだろう」との見解を示した。

(43) 朝日新聞2012年５月22日付朝刊記事、「女性宮家の創設に賛否」、参照。ヒアリングの席上、「女性宮家」の創設について、小田部氏は賛成、島氏は反対の立場をそれぞれ表明した。

(44) 朝日新聞、前掲、５月22日付朝刊記事。

(45) 朝日新聞、前掲、５月22日付朝刊記事。

(46) 読売新聞、前掲、５月22日付朝刊記事、参照。ヒアリングに呼ばれた島氏は、秋篠宮家以外の各宮家は男子の誕生がない点に懸念を示し、「宮家の危機で、宮家の維持・創設こそが宮務」と指摘し、３つの方策を提案した、すなわち、「①1947年に皇族の身分を離れた旧11宮家の復帰・②旧11宮家の男系男子のうち、本人の意思や天皇・皇族のご意向などに配慮しふさわしい者のみ皇籍取得を認める・③旧11宮家の男系男子のうち、ふさわしい者を養子とする」案を示した。①と②は特別立法により、③は現行皇室典範を改正する事を前提にしている。

(47) 読売新聞、前掲、５月22日付朝刊記事。

(48) 朝日新聞2012年７月６日付朝刊記事、「女性宮家・尊称　有識者賛否語る」、参照。野田政権（当時）下における最後のヒアリングが首相官邸で開かれた。

(49) 読売新聞2012年７月６日付朝刊記事、「公論女性宮家　政府、素案作り急ぐ方針」、参照。2012年６月６日に、皇位継承権を持つ三笠宮寛仁親王が逝去した。所氏は、「（寛仁さまが逝去された）三笠宮ご一家は、このままでは早晩断絶とならざるを得ない」と憂慮を示し、「あらゆる事態を想定して長期的に対策をとる必要」性を指摘し、「宮家の存続について改善策を見いだすべき」と主張した。更に所氏は、皇位継承方式については、「当面従来通りとし、皇族女子に婚姻後も皇族の身分を保持していただく解決策に着手するのが当然」と主張した。その際、所氏は、「皇族女子だけでなく結婚相手の夫、その子供を皇族と認めなければ宮家自体が続かない」と指摘し、「対象は、内親王、女王ともに可能とし、ご本人の意向やその時々の事情を考慮して皇室会議の議を経れば辞退することもできるといった工夫も必要」との認識を示した。

(50) 朝日新聞、前掲、５月22日付朝刊記事。

(51) 朝日新聞、前掲、５月22日付朝刊記事。

(52) 読売新聞、前掲、５月22日付朝刊記事、参照。八木氏は、「今回の議論は皇位継承問題と切り離して考えるという前提だが、本当に切り離せるものなのか疑問ある」との見解を示し、「女性宮家創設は、なし崩しに女系天皇への道を開こうとするものだとの指摘もある」と述べた。

(53) 朝日新聞、前掲、７月６日付朝刊記事。

(54) 読売新聞、前掲、７月６日付朝刊記事、参照。八木氏は、「天皇はなぜ天皇か、という正統性は、男系の血筋を純粋に継承することにあり、『血統原理』と『原理

主義』、『能力原理の排除』にある。皇族女子に結婚後も活動をサポートしていただくことが目的であれば、皇位の女系継承に道を開く可能性がある女性宮家を創設しなくても、結婚後も『内親王』『女王』の称号を用い、予算措置をして活動していただければよい。この場合、身分は民間人であり、皇位継承権はない」との考えを示した。更に、八木氏は、「皇位継承については、1947年に皇族の身分を離れた旧11宮家の男系男子の子孫による『新宮家』の創設がより本質的解決策」であるとの見解を示した。

(55) 朝日新聞、前掲、7月6日付朝刊記事。

(56) 朝日新聞2012年7月5日付朝刊記事、「羽毛田前宮内庁長官が会見」、参照。2012年6月に宮内庁長官を退任した羽毛田信吾宮内庁参与（現在）が、朝日新聞のインタビューで、「天皇陛下は象徴天皇としての道を確立された」と述べた。羽毛田前長官が、2011年秋に当時の野田政権に「女性宮家」創設の問題を提起し、その後その問題をめぐって、有識者ヒアリングが6回にわたり開催された。羽毛田氏はインタビューの中で、「女性宮家」議論は、結局、「見守るしかない」との見解を示している。

(57) 朝日新聞、前掲、7月5日付朝刊記事。

(58) 朝日新聞2012年9月28日付朝刊記事、「女性宮家、論点公表へ」、参照。野田政権（当時）は、合計6回12名による有識者ヒアリングの結果を踏まえた上で、現行皇室典範の見直しに向けた論点整理の公表にあたる事となった。

(59) 朝日新聞、前掲、9月28日付朝刊記事。

(60) 朝日新聞、前掲、9月28日付朝刊記事。

(61) 朝日新聞、前掲、9月28日付朝刊記事。

(62) 朝日新聞、前掲、9月28日付朝刊記事。

(63) 朝日新聞、前掲、9月28日付朝刊記事。

(64) 朝日新聞2012年10月5日付夕刊記事、「女性宮家　内親王に限定」・「女系天皇に根強い懸念」、参照。野田政権（当時）は、現行皇室典範の見直しに向けた論点整理を公表したが、「女性宮家」は「内親王に限定」した。

(65) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事、参照。具体的方策としての2つの案（女性宮家創設案及び称号案）は、「女系天皇に根強い懸念」があるという理由から、「世論の反応で結論を柔軟に変えられるよう断定的にしな」い形式を採った。

(66) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

(67) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

(68) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

(69) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

(70) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

(71) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

(72) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。
(73) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。
(74) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。
(75) 朝日新聞、前掲、10月5日付夕刊記事。

むすびにかえて

議論百出となった「女性宮家」創設問題であったが、折しも、2012年（平成24年）12月16日、衆議院総選挙で、政権与党であった民主党は大敗北を喫し、代わって自由民主党（自民党）が294議席獲得という大勝利を収め、政権交代が実現する事となった。

自民党の総裁であり、今回の選挙を経て、再び首相に就任する事となった安部晋三氏は、「女性女系天皇容認の皇室典範改正を検討した小泉内閣の官房副長官や官房長官を務めたが、一貫した男系維持論者」であり(1)、前政権が、2011年（平成23年）末に「女性宮家」の創設を検討し始めた折りも、「男系でつむいできた皇室の歴史と伝統の根本原理が崩れる危険性はないか」懸念を示していた(2)。

その後、2012年（平成24年）12月18日、政府は、有識者ヒアリングを含めた、皇室制度に関する論点整理について、その「論点整理を受けたパブリックコメント（意見公募）で、『女性宮家』創設への反対意見が『極めて多く寄せられた』と」述べた(3)。

すなわち、今回の内閣官房の発表では、「ごく自然な流れ」との指摘がある一方(4)、この先、「女系天皇につながる恐れがあり反対」とする意見が多く(5)、旧「皇族の皇籍復帰の検討を希望」という見解も多く見られた(6)。

12月26日に、国会において、自民党総裁の安部晋三氏が、第96代の内閣総理大臣に任命され、新政権が発足した。

安倍首相は、「女性皇族が結婚後も皇室にとどまる『女性宮家』創設を検討対象としない方針」であり(7)、問題を一端白紙に戻し、「皇室問題では独自色を

出す」ものと考えられる[8]。

安部首相は、嘗て小泉内閣時代、内閣官房長官の任にあったが、当時の小泉首相の「女系天皇は皇室の意向」という考えに基づき、自身の「男系維持の持論を封じていた」ものとの指摘がある[9]。

小泉内閣時代の、小泉首相の私的諮問機関である「皇室典範に関する有識者会議」がまとめた報告書においては、女性及び女系天皇を容認する内容があったが、安倍首相は、その「報告書も含めて見直されなければならない」意向を持っていると指摘される[10]。

しかし、現在の皇室の状況については、「幼少の男系男子は悠仁」親王のみであり[11]、「未婚の女性皇族８人のうち６人は成人しており、結婚すれば近い将来皇族数は激減する」事となる[12]。

こうした事情を鑑みれば、「女性宮家」問題を白紙撤回しても、「公務停滞という懸案は避けては通れない」ものと考えられる[13]。

現行の皇位継承方式である男系男子の制度を遵守する場合にしても、「戦後の連合国軍総司令部（GHQ）占領下で皇籍離脱した旧11宮家の子孫（男系男子）の皇籍復帰」が鍵となるが[14]、「誰を皇籍に復帰させるのか」[15]、あるいは、「継承順位をどうするか」等[16]、問題は大変多いものと考えられる。現行皇室典範による皇位継承方式について、中長期的な視点から判断すれば、最終的に「男系による皇位継承が不安定な状況は大きく変わらない」ものと考えられる[17]。

現在の象徴天皇制に対する国民の支持は高く、国民の多くは、象徴天皇制に大変好感を持っているものと考えられる。そうした中で、国民も今後、「憲法の制約を踏まえつつ、どんな役割の天皇像」が望ましいか、考える必要がある[18]。

将来、天皇は如何なる役割を果たすべきか、天皇制維持の場合、「将来の皇位をどうつなぐか」を熟考した上で[19]、現行憲法及び現行皇室典範の今後を考える必要がある。

2011年（平成23年）３月に、未曾有の東日本大震災が勃発し、それを契機に、天皇制の果たす役割があらためて浮き彫りとなった。今後の天皇制や皇室のあり方について、皇位継承問題の重要性を含め、幅広い意見や活発な議論等が求

められる所である。

注

(1) 朝日新聞2012年10月６日付朝刊記事、参照。自民党の安部晋三氏は、2012年12月に第96代の内閣総理大臣に就任したが、嘗て小泉内閣時代、官房長官等を務めた、その折り、小泉内閣では、小泉首相の私的諮問機関である「皇室典範に関する有識者会議」において、女性及び女系天皇を容認する現行皇室典範の改正案の論議が行われた。

(2) 朝日新聞、前掲、10月６日付朝刊記事。

(3) 毎日新聞2012年12月19日付朝刊記事、「『女性宮家』に反対の声多く　政府意見公募」及び朝日新聞、前掲、10月６日付朝刊記事、参照。野田政権（当時）の藤村修官房長官（当時）は、10月５日の記者会見で、「どの案を併用するか、もしくは複数案を併用するかは、今後の国民各層の議論を踏まえながら検討を進める」点を強調し、野田政権は10月９日より「２ヵ月間にわたり国民から意見を募る」事を表明した。

(4) 毎日新聞、前掲、12月19日付朝刊記事。

(5) 毎日新聞、前掲、12月19日付朝刊記事。

(6) 毎日新聞、前掲、12月19日付朝刊記事。

(7) 毎日新聞2012年12月20日付朝刊記事、「『女性宮家』撤回へ」、参照。毎日新聞のアンケート調査によると、2012年12月の衆議院総選挙で「当選した新議員の59％が女性宮家創設に反対し、自民党に限ると反対は74％に上」るという結果が出た。「女性宮家」の検討中止の背景には、安倍首相の「『保守色封印』への不満をなだめる狙いが」考えられるとの指摘がある。すなわち、安部首相は、「連立を組む公明党に配慮し、来夏の参院選までは保守色を可能な限り封印する構え」があるものと指摘される。

(8) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(9) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(10) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(11) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(12) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(13) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(14) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

(15) 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

⑯ 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

⑰ 毎日新聞、前掲、12月20日付朝刊記事。

⑱ 朝日新聞2009年11月12日付朝刊記事、「即位20年」、参照。2009年は、今上天皇の即位20年にあたる節目の年で、記念式典等が行われた。今上天皇は、「日本国憲法下で即位した初の象徴天皇として前例のない道を懸命に模索し」、そうした「『平成流』スタイルが時代の求めに合い、多くの国民に受け入れられた」とされる。しかし一方で、天皇の「活発な活動や踏み込んだお言葉は、政治的な思惑にからめとられる危険をはらむ」ので、「憲法の理念が形骸化」しないよう注意することも必要と考えられる。

⑲ 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事。